

湘南台駅地下自動車駐車場 指定管理者募集要項

2026年（令和8年）7月
藤沢市道路下水道部
道路下水道総務課

目次

はじめに	3
I 募集概要	3
1 対象施設の概要	3
2 指定期間内の目標	5
3 指定期間	5
II 指定管理業務	5
1 業務の範囲	5
2 利用料金制	5
3 利用料金の減免措置	6
4 損害賠償とリスク分担（責任区分）	6
5 提案事項（必須）	7
6 提案事項（任意）	8
7 電気料金の支払い	8
III 選定方法	8
1 選定基準	8
2 応募要件	8
3 共同事業体（JV）の取扱い	9
4 公募手続きの概要	9
（1）全体スケジュール	9
（2）募集要項等の公表・配布	10
（3）質問の受付・回答	10
（4）応募書類の受付	10
（5）指定管理者の選定	12
（6）協定の締結	13
（7）協定が締結できない場合	13
IV その他	13
1 第三者への業務委託	13
2 モニタリング及び第三者評価の実施	13
3 アンケート調査の実施	14
4 情報の取扱い	14
5 市政への協力	14
6 湘南台駅地下公共施設設備改修事業（仮称）に伴う影響について	15
7 法令等の遵守	15
8 引継ぎ	15
9 その他	15
10 連絡・提出先	15

はじめに

湘南台駅地下自動車駐車場（以下「本駐車場」という。）について、効率的かつ安定的な運営及び効果的な企画を行うため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項及び藤沢市道路附属物自動車駐車場条例（平成１１年藤沢市条例第３４号。以下「条例」という。）第１０条の規定に基づき、市が指定した指定管理者が本駐車場の管理に関する業務を実施しております。

この度、現在の指定期間（５年間）が令和８年度末をもって終了することに伴い、令和９年度から令和１３年度までの５年間の指定期間における本駐車場の管理運営について、指定管理者を募集するものです。

本駐車場は、周辺における自動車の駐車需要に対応し、道路交通の円滑化等に資する目的から設置された道路施設です。指定管理者においては、本駐車場の設置の趣旨と公共駐車場の特性を十分理解し、社会経済環境の変化を機微に捉えた持続的な施設運営と、質の高い駐車サービスを提供することを目標とします。

I 募集概要

1 対象施設の概要

- (１) 名 称：湘南台駅地下自動車駐車場
- (２) 位 置：藤沢市湘南台一丁目４３番１３ 地下２階
- (３) 開 設：平成１２年４月
- (４) 構 造：鉄筋コンクリート造地下２階
- (５) 延床面積：８,６７２平方メートル
- (６) 駐車形式：自走式
- (７) 対象車両：普通自動車（大きさ及び重量は下表の制限あり）

駐車する場所の 区分	車両の大きさ及び重量			
	長さ	幅	高さ	車両重量
機械式駐車装置の 駐車部分	５．０メートル	１．８メートル	１．５５メートル	１．７トン
平面式の駐車部分	５．０メートル	１．８メートル	２．１メートル	—

- (８) 駐車台数：稼働中１２１台
 - ・平面式 ３８台（うち障がい者専用２台）
 - ・機械式 ８３台（二段機械式の一層分）
 - ・機械式 ８３台（二段機械式の一層分）（現在休止中）
 - 合計 ２０４台

※₁ 休止中の二段機械式駐車場については、指定管理者の提案により全部又は一部の供用を検討することも可能ですが、長期間の休止設備であることを踏まえ、再開の可否については、事前の詳細な機能確認や必要な整備等を条件とします。なお、運用にあたっての安全確保等は、指定管理者の責任において行うものとします。

※₂ 駐車場法第11条に基づく構造及び設備基準の影響を受けない「一般公共の用に供するもの（時間貸し駐車場等）の面積500㎡未満」の範囲内で運営すること。

（9）駐車料金

利用料金は、藤沢市道路附属物自動車駐車場条例に定める額の範囲内で指定管理者が設定します。設定にあたっては、あらかじめ市長の承認が必要です。

（10）供用日：1月1日から12月31日まで

（11）入出場可能時間（現行）：午前6時30分～午後11時30分

（変更）：午前5時00分～翌日午前1時00分

※午前5時00分～翌日午前1時00分より拡大した入出庫時間を提案する場合は、それに伴い発生する施設費用については、指定管理者の負担とします。

（12）大規模災害時の取扱い

本駐車場は、藤沢市地域防災計画において、遺体安置所の候補として位置付けていることから、大規模災害時の死者数の急激な増大に対して葬祭業者の遺体安置所の不足をきたした場合には、遺体の安置所として使用することがあります。

（13）緊急一時避難施設の取扱い

本駐車場を含む湘南台駅地下公共施設は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条に基づき、神奈川県から「緊急一時避難施設」として指定されていることから、武力攻撃事態等の際に、爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難施設として使用することがあります。

（14）収支実績

過去4年間の収支実績は参考資料集のとおりです。

2 指定期間内の目標

方針（経営ビジョン）	期間内目標（指定管理者の役割）
持続的な経営力の確立	指定管理者は、自身が有する経営ノウハウを最大限に発揮し、サービス水準の向上や、徹底した経費削減を図り、持続的な経営力を確保すること。
老朽化対策の推進	指定管理者は、安全・安心な施設運営を心掛け、藤沢市と協力して設備の老朽化対策を推進するとともに、防犯対策の強化等に取り組むこと。
まちづくり施策との連動	指定管理者は、駅周辺地域の駐車需要に対応し、市街地の活性化に資する都市施設として地域と連携を図りながら、まちの情報発信や社会経済環境の変化に合わせ、柔軟に駐車場を運営すること。

3 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

II 指定管理業務

1 業務の範囲（※資料2 湘南台駅地下自動車駐車場管理運営仕様書を参照）

- （1）自動車の安全な入出庫及び駐車場内の維持管理に関すること。
- （2）駐車料金の徴収、定期券、回数駐車券の販売に関すること。
- （3）駐車場管制装置の管理及び保守点検に関すること。
- （4）機械式駐車装置の保守点検に関すること。
- （5）簡易な施設修繕に関すること。
- （6）駐車場利用状況の報告に関すること。
- （7）その他の業務に関すること。

2 利用料金制

指定管理者の経営努力により、経費縮減又は、利用料金収入額が増加した場合は、その収支の差を指定管理者の利益とし、原則精算を行わないものとしします。

ただし、利用料金収入が大幅に減収し、その減収の理由が指定管理者の起因しない不可抗力によるものであると認められる場合、または利益が一定額を超えた場合に限り、納付金の額について協議を行えるものとしします。

3 利用料金の減免措置

本駐車場では、藤沢市道路附属物自動車駐車場条例第6条及び同条例施行規則第4条に基づき利用料金を減免しています。

指定管理者は、利用料金制においても公の施設として制度の運用を継続するものとします。ただし、減免措置に伴う負担（利用料金収入の損失等）は指定管理者が負うものとし、藤沢市から補填は行いません。

項 目	内 容
障がい者手帳の 種 類 ・ 等 級	身体障がい者手帳 1～6 級 療育手帳 A1～B2 精神障がい者保健福祉手帳 1～3 級 特定医療費（指定難病）医療受給者証
割 引 内 容	利用料金の 60%相当額を減額

4 損害賠償とリスク分担（責任区分）

（1）損害賠償に係る責任

指定管理者は、自己の責に帰すべき事由により藤沢市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。また、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条及び民法（明治29年法律第89号）第715条等の規定により藤沢市が第三者に当該損害を賠償したときは、藤沢市は指定管理者に対し求償権を行使することがあります。

（2）リスク分担

施設の管理運営において、突発的な事故や躯体・設備の破損、自然災害の発生、経済状況の変動など、事前に把握・想定することが困難な事情に起因して発生する被害や損失について、藤沢市と指定管理者間での基本的責任区分としてリスク分担を定めます。

リスク分担については、別紙「リスク分担表」を参照してください。

（3）指定の取消し

藤沢市が指定管理者に対して行うモニタリングや日常的な監督において、指定管理者が、次の事項に該当すると認めたときは、藤沢市は指定管理者に対して業務の改善を行うよう指示を行います。

当該指示に従わない場合は、指定の取消し、若しくは期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。また、それに伴う損害の賠償を請求することがあります。

ア 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく藤沢市の指示に従わないとき。

イ 管理運営業務を継続することが適当でないと藤沢市が認めたとき。

ウ 本業務に関する基本協定その他合意事項を履行することができないと藤沢市が認めたとき。

エ 指定管理者又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体であることが判明したとき。

(4) 大規模災害及び緊急避難時の取扱い

指定管理期間内に大規模災害並びに緊急避難事案が発生した場合においては、藤沢市は指定管理者と協議の上で、指定管理の解約又は期間内の休止期間の設定を行う場合があります。その場合の補償については藤沢市と指定管理者で協議を行うこととします。

5 提案事項（必須）

以下の事項について提案してください。

(1) 独自の利用料金体系について

利用料金の金額は、条例に定める範囲内で事前に藤沢市の承認を得た上で、指定管理者が独自に設定できます。事業計画書により、利用料金の設定金額（一時利用や定期利用、最大料金の設定方法等）を提案してください。

(2) 納付金について

指定管理者は、市に対する一定の固定額（固定納付金）の提案に加え、利用料金収入から管理運営に係る必要な経費を差し引いた収益の一定割合を加算して納付する「変動納付金」の導入等について、具体的な内容を提案するものとします。

なお、提案された納付金の額は指定管理者選定の評価対象となることから、変更することはできません。ただし、利用料金収入が大幅に減収し、その減収の理由が指定管理者の起因しない不可抗力によるものであると認められる場合、または利益が一定額を超えた場合に限り、納付金の額について協議を行えるものとします。

※₁ 固定納付金は施設維持管理費に充当するため課税対象となりますが、変動納付金等は利益の分配にあたるため、消費税及び地方消費税は不課税となります。

※₂ 市の一般会計は適格請求書（インボイス）発行事業者への登録を完了しています。詳細は市 ホームページ 「インボイス制度の対応について」をご確認ください。

(3) 非接触型施設機器の導入について

指定管理者は、利用者の利便性向上を図るため、速やかに非接触型の入退場管理機器やキャッシュレス決済システムを導入すること。事業計画書にて、導入予定の機器の種類や運用方法等を提案してください。

6 提案事項（任意）

指定管理者は、以下の事項について任意で提案できます。提案内容は、指定管理者の審査選定にあたり加点対象として扱います。

- ・ 防災に関する提案 …………… 止水板の設置等防災に関する提案
- ・ 利用者への情報発信 …………… 駐車場の空き状況をリアルタイムで把握・共有できるシステムの導入等
- ・ 環境への配慮 …………… S D G s の視点に立った提案等
- ・ その他特色ある提案……… 自らの負担による質の高い管理の取組等

提案された内容で基本協定を締結します。

7 電気料金の支払い

本駐車場の運営に係る電気料金について、指定管理者に請求するものとします。

※湘南台駅地下公共施設全体の電気料金を本市が支払い、後日、本駐車場の運営に係る電気料金相当額を指定管理者に請求します。なお、当該費用は対価性を有するため、課税対象として取扱います。

III 選定方法

1 選定基準

指定管理者の選定は、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成15年藤沢市条例第19号）に定める基準に従い、団体の能力評価、提案の内容評価から総合的に判断します。

2 応募要件

(1) 資格要件

過去3年間に於いて、時間貸駐車場施設の管理実績を有する、法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること。管理実績とは1箇所、又は複数の駐車場を経営し、その合計台数が稼働100台以上とします。

(2) 欠格事由

申請時点において、次のいずれかに該当する団体等（再委託先を含む。）は、応募することはできません。なお、欠格事由の該当の有無を確認するため、警察等関係官公署に照会を行う場合があります。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当する団体等
- イ 藤沢市が行う指名競争入札において参加停止措置を受けている、若しくは藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱の別表に定める事項について、募集要項等の公表開始日から過去3年以内に該当したことがある団体等
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続きをしている団体等
- エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けたことがある団体等
- オ 市税、県税、国税、労働保険料を滞納している団体等
- カ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けており、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告が完了していない団体等
- キ 代表者が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの団体等
- ク 代表者が藤沢市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない団体等
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者

3 共同事業体（JV）の取扱い

共同事業体の場合は、構成する全ての団体が「2 応募要件 (2) 欠格事由」に該当しないことが応募要件となります。また、あらかじめ共同事業体結成の協定書により定められた代表者が応募し、協定書等の写しを提出してください。なお、共同事業体を構成する団体が複数の共同事業体に参加し、又は単体の団体として同時に応募することはできません。

4 公募手続きの概要

(1) 全体スケジュール

予定しているスケジュールは以下のとおりであり、予告なく変更する場合があります。また、応募に係る経費は、応募する団体が負担することとします。

なお、選定過程及び選定結果は、藤沢市ホームページで公表します。

	内 容	期 日
1	募集要項等の公表・配布	令和8年7月27日（月）～8月27日（木）
2	質問の受付	令和8年8月4日（火）～12日（水）
3	質問への回答	令和8年8月24日（月）
4	応募書類の受付	令和8年8月31日（月）～9月7日（月）
5	書類審査期間	令和8年8月31日（月）～9月下旬
6	プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年10月13日（火）
7	指定管理者候補者選定結果の通知	令和8年10月下旬
8	指定管理者の藤沢市議会議決	令和8年12月中旬
9	基本協定内容の合意	令和9年1月29日（金）まで
10	年度協定内容の合意	令和9年3月31日（水）まで
11	指定管理業務の開始	令和9年4月 1日（木）

（2）募集要項等の公表・配布

配布期間	令和8年7月27日（月）～8月27日（木）
方 法	募集要項等は、ホームページからダウンロードしてください。 窓口での配布は行いません。

（3）質問の受付・回答

提出期間	令和8年8月4日（火）～8月12日（水）
提出方法	電子メールで受け付けます。不着防止のため、送信後に道路下水道総務課へ電話連絡をしてください。 電 話：0466-50-3545 （平日8時30分から17時まで） メール： fj-dorokasen-s@city.fujisawa.lg.jp
書 式	任意書式です。件名を「藤沢市湘南台駅地下自動車駐車場 指定管理者等質問書」とし、質問内容は簡潔明瞭に記載するとともに、質問が生ずる資料等の名称及び該当ページを明記してください。
回 答	令和8年8月24日（月）を予定。 質問に対する回答は藤沢市ホームページで公開します。

（4）応募書類の受付

期 間	令和8年8月31日（月）～9月7日（月）17時必着
方 法	道路下水道総務課窓口を持参又は郵送とします （紙媒体及び電子媒体）。また、電子媒体については、提出前に、必ずウイルス対策ソフト（メーカー指定なし）で提出用媒体のウイルス感染の有無をチェックし、ウイルス感

	染が無いと確認したものを「ウイルス検査済証明書（第5号様式）」とともに提出してください。
応募書類	全てA4縦とし、正本1部及び副本20部、電子媒体（DVD又はCD）1部を提出してください。 また、表紙及び背表紙に「湘南台駅自動車駐車場指定管理者応募書類 正本（又は副本）」及び「応募団体名」を記載してください。 （1）指定管理者指定申請書（第1号様式） （2）申請資格等に関する確認書（第2号様式） （3）団体概要説明書（第3号様式） 次の事項等がわかる書類（任意の書式）を添付してください。 ア 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類及び法人にあっては登記事項証明書 イ 直近3か年間の事業報告書及び財務諸表（貸借対照表、損益計算書、財産目録） ウ 直近2か年度分の国税（法人税、消費税及び地方消費税）、県税（法人県民税・事業税）、市税（法人市民税、固定資産税）の納税証明書 （4）事業計画に関する書類（任意の書式） ア 事業計画書 審査評価基準表を参照し、その全ての評価項目ごとに作成し、タイトルは審査評価基準表の項目に合わせてください。 イ 収支計画書 上記を基本に、必要事項を盛り込み、指定期間5年間分を作成してください。 ※₁直接経費と管理費についての区分を表示するものとし、各項目の内容についても明記すること。 ※₂収支計画書については、消費税率を10%として計算してください。 （5）指定管理者の指定申請に関する誓約書（第4号様式） ※₁共同事業体（JV）による応募の場合は、（1）（4）（5）の書類については、共同事業体として一体で提出することとし、（2）と（3）については、共同事業体に参加する全ての団体・個人の書類を提出していただきます。 ※₂様式については、様式集を参照ください。

留意事項	(1) 提出後は、応募書類の内容を変更することはできません。また、提出した書類は返却できません。藤沢市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求める場合があります。 (2) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、その申請を無効とします。 (3) 申請に関する費用は、すべて応募団体の負担とします。 (4) 応募団体が提出した書類に著作物が含まれる場合は、その著作権は応募団体に帰属します。ただし、審査選定及び手続きのために必要な場合は、藤沢市は当該著作物の複製使用ができるものとします。 (5) 市民等から公開を求められた場合については、藤沢市情報公開条例（平成13年条例第3号）における「行政文書」として同条例に基づく開示請求の対象となります。
------	---

(5) 指定管理者の選定

ア 審査選定の方法等

指定管理者候補者の審査選定は、湘南台駅地下自動車駐車場指定管理者審査選定委員会（以下「審査選定委員会」という。）において、藤沢市情報公開条例第6条第2号及び第3号の規定に基づき、非公開で行います。

審査選定においては、事業計画書等に関するプレゼンテーションを申請者から受け、「審査評価基準」に基づき、審査選定委員会が総合的に評価するものとします。

その後、藤沢市議会の議決を経て、藤沢市長が指定管理者を指定し、速やかに指定に関する告示を行うものとします。

(ア) 審査（書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング）

提出された申請書類及び専門委員による財務分析結果の報告を基に、審査選定委員会において審査を行います。

審査選定委員会では、申請者によるプレゼンテーション及び申請者へのヒアリングを実施します（プレゼンテーション20分以内、ヒアリング20分程度とし、申請者の出席人数は5名までとします。）。なお、プレゼンテーションは、提出された申請書類に基づく内容に限るものとします。

申請者が多数の場合は、事前に書類審査を実施し、上位3位までの団体をプレゼンテーションの対象とします。審査結果はすべての

申請者に文書で通知するとともに、市ホームページで公表します。

(イ) 指定管理者候補者第1順位者及び第2順位者決定後の手続き

指定管理者候補者第1順位者については、藤沢市議会の議決を経た上で、指定管理者に指定することになります。協議により合意に達しない場合若しくは指定後に取り消し又は辞退となった場合は、第2順位者と協議を行い、候補者として決定後、同議会の議決を経て、指定管理者に指定することになります。

イ プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングの日時等の詳細については、別途、市から申請者に連絡するものとします。

(6) 協定の締結

指定管理者は、令和9年1月29日までに藤沢市と指定管理期間中の基本的事項を定めた基本協定書をまとめ、令和9年4月1日付で年度ごとの事業実施に係る事項を定めた年度協定書を締結します。

(7) 協定が締結できない場合

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しません。

ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

イ 財務状況の悪化等により、管理運営業務の履行が確実にないと認められるとき。

ウ 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

IV その他

1 第三者への業務委託

指定管理者は、指定管理者が行うべき管理業務の全て又は主要な業務を第三者に委ねることはできません。

ただし、事前に藤沢市の承認を得ることにより、清掃や警備業務等主要な業務を除く一部の業務は再委託をすることができます。なお、著しく安価で委託できる等特殊な場合を除き、藤沢市内の業者に優先的に委託することを原則とします。

第三者委託において生じた損害や経費増加は、指定管理者が負担するものとします。

2 モニタリング及び第三者評価の実施

指定管理事業について、市と指定管理者の相互にモニタリングを行うものとします。

また、藤沢市では、指定管理者のサービス水準の向上を図ることを目的に、「藤沢市公の施設指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）」を設置し、第三者による客観的な評価等を実施しています。評価対象となった場合、指定管理者は、資料作成や評価委員によるヒアリング等、必要な対応を行うものとします。

（１）モニタリング

指定管理者が、「施設・設備の維持管理」、「業務運営及びサービスの質の向上」などを中心に、仕様どおりの管理運営を行っているか否かのチェックを市及び指定管理者の双方で行うものとします。

モニタリングは毎年度、行うものとし、市は半期ごと（年度中に２回）に、指定管理者は四半期ごと（年度中に４回）に実施するものとします。

（２）評価委員会による評価

評価委員会が必要と判断した施設について、指定期間の中間年度（初年度と最終年度を除いた年度のいずれかのうち、市が指定する年度）に評価を行うものとします。

評価委員会では、市及び指定管理者に対するヒアリングなどによる調査に基づき、指定管理者が提供する管理運営サービスの質を客観的な立場から総合的に評価し、必要な助言等を行います。評価結果は藤沢市議会に報告するとともに、市ホームページ等により公開するものとします。

３ アンケート調査の実施

指定管理者は、利用者のニーズ等を把握し、市民サービスの向上と経営の効率化を目的としたアンケート調査を実施し、調査結果を集計・分析し、日々の業務の改善につなげるものとします。

４ 情報の取扱い

指定管理者は、藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成１５年５月３０日号外法律第５７号）に基づき、個人情報の保護や秘密等の保持、情報の目的外利用の禁止等、情報セキュリティを遵守します。

また、本選定経過や指定管理業務における情報は、個人情報及び法人に係る競争上又は事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるもの等を除き、藤沢市ホームページ等において広く公開します。

５ 市政への協力

指定管理者は、藤沢市の計画・方針、監査や経理状況調査への対応等に関して、協力を行います。

6 湘南台駅地下公共施設設備改修事業（仮称）に伴う影響について

藤沢市では、現在、当駐車場を含めた公共施設全体において大規模な設備改修に向け調査及び整備計画の検討を進めており、指定期間内に工事着手する可能性があるため、事業へのご理解・ご協力をお願いします。

なお、設備改修に伴う管理運営への影響については、現段階では未定であることから、提案いただく事業計画書には考慮しないものとし、指定期間中の対応については別途協議により決定するものとします。

7 法令等の遵守

指定管理業務の実施にあたっては、各種法令等を遵守します。法令等の詳細は、関係法令集を参照してください。

8 引継ぎ

指定管理者は、現前指定管理者から指定管理事業を引継ぐ場合、指定管理期間の開始までに確実に引継ぎを受けることとします。

指定管理期間の終了又は指定の取り消しにより、次期指定管理者に事業を引継ぐ場合は、引継書を作成の上、市又は市が指定する者に対し、円滑な管理業務を行うための引継ぎを確実に実施することとします。

現定期利用者は継続して車室を利用できるものとします。なお、利用料金等の条件に変更がある場合は、次期指定管理者が事前に継続利用の意向を確認した上で、移行手続きを行うものとします。

9 その他

本募集要項に定めのない事項については、基本協定書に規定するもののほか、藤沢市と指定管理者の協議にて定めることとします。

10 連絡・提出先

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1（藤沢市役所分庁舎4階）

藤沢市道路下水道部道路下水道総務課自転車対策担当

電話：0466-50-3545（平日8時30分から17時まで）

メール：fj-dorokasen-s@city.fujisawa.lg.jp

リスク分担表（別紙）

項目	リスクの内容	負担者	
		藤沢市	指定管理者
管理運営費の上昇	人件費、物件費、物価変動に伴う経費の増		○
	金利変動による管理運営費の上昇に伴う経費の増		○
法令の変更	協定書締結時に考慮されていない指定管理者制度に直接関係する条例、規則改正その他の制度変更に伴う経費の増	○	
	施設の管理運営にかかる一般的な法令変更による経費の増		○
税制度の変更	施設の管理、運営に大幅に影響を及ぼす税制変更による経費増（消費税等）		○
	施設の管理、運営に係る一般的な税制変更による経費増（法人税等）		○
行政上の理由による事業変更等	行政上の理由により施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合における経費及びその後の維持管理経費の増及び収入の減 （基本協定書第46条第5項に基づく避難所等の開設及び運営に伴う経費の増を含む）	○	
指定管理者の提案に基づく業務内容の変更に伴う経費の増加	指定管理者の提案に基づく指定期間中の業務内容の変更に伴う経費の増及び収入の減		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも期すことのできない自然又は人為的な現象）による施設・設備の復旧にかかる経費	○	
	不可抗力による施設の利用制限に伴う利用料金収入の減少及び事業の中断等	協議事項	
需要変動	需要変動による収入の減		○
事業の中止・延期	年度協定締結以降の藤沢市の指示によるもの	○	
	指定管理者の業務不履行・放棄・破たん		○
業務水準の不適合	業務の水準が協定書等に定めた要求水準に不適合		○

施設・設備 の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由の場合の修繕費用等の増及びそれに伴う事業の中断等		○
	指定管理者の瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で見積額1件20万円超のもの	○	
	指定管理者の瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で見積額1件20万円以下のもの		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う施設の利用制限による利用料金収入の減及び事業の中断等	協議事項	
備品の購入	備品の新規購入及び指定管理者の管理瑕疵によらない経年劣化等における備品の買替	協議事項	
施設利用者 への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由の場合（不適切な施設管理により利用者等がケガ等をした場合）		○
	上記以外の場合	○	
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由の場合（不適切な施設管理により騒音、振動等が発生し、第三者に損害を与えた場合）		○
	上記以外の場合	○	
保険加入	施設の設置・管理上にかかわる賠償責任保険	○	
	施設の管理運営上にかかわる賠償責任保険		○
地域住民・施設 利用者への対応	地域住民との協調		○
	施設管理・業務内容に関する住民及び施設利用からの苦情・要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
資金調達	指定管理者から再委託業者への経費の支払い遅延によって生じた事由		○
書類の誤り	提案書、事業計画書、事業報告書等の指定管理者が提出した内容の誤りによるもの		○
指定期間満了時の費用	指定期間満了時又は指定を取り消された場合の撤収費用及び引継ぎに関する費用		○

以 上